

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立喜多原学園給食業務委託 一式

(2) 業務の仕様

別添鳥取県立喜多原学園給食業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務の期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

なお、給食提供開始日は令和 7 年 4 月 1 日とし、契約締結日からこの日までは諸手続き、準備等の期間とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が、その他の委託等の給食に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 委託業務を開始する日までに、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する営業の許可その他本件業務に関連して必要な法令に基づく許可、認可等を受けることが確実であること。

(5) 開札日（再度入札を含む。）から起算して 1 年前の日までの間に労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた者でないこと。

(6) 開札日（再度入札を含む。）から起算して 3 年前の日までの間に福祉施設関係給食業務又は学校給食業務において食品衛生法の規定に基づく営業停止処分を受けた者でないこと。

(7) 食品衛生法の規定により許可を取り消された場合、当該取り消しの日から起算して開札日（再度入札を含む。）までの間で 2 年を経過していること。

(8) 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

(10) 平成 31 年 4 月 1 日以降において、給食業務（献立作成、食材調達、調理及び付随業務）を適正に履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立喜多原学園

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒689-3512 鳥取県米子市泉 706 番地

鳥取県立喜多原学園総務担当

電話 0859-27-1101 ファクシミリ 0859-26-1611

電子メール kitahara@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和6年11月1日(金)から同月26日(火)までの間にインターネットのホームページ(鳥取県立喜多原学園ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kitahara/>))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年11月1日(金)から同月26日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び開札の日時

令和6年12月9日(月)午後1時 即時開札(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

イ 場所

〒689-3512 鳥取県米子市泉706番地
鳥取県立喜多原学園会議室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第1号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和6年11月15日(金)午後5時までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和6年11月19日(火)にインターネットのホームページ(鳥取県立喜多原学園ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kitahara/>))によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にとっては、7の事前提出物を作成の上、令和6年11月26日(火)午後5時までに郵便等又は持参の方法により、4の(1)の場所に提出(同時刻までに必着)し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

なお、この事前提出物を、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

(1) 入札参加資格確認書(様式第2号)

(2) 業務実績証明書(様式第3号)及び添付書類

8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年11月29日(金)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立喜多原学園長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和6年12月2日(月)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県立喜多原学園長は、説明を求めた者に対して令和6年12月3日(火)までに書面により回答する。

9 入札条件

- (1) 入札は、書面(紙入札)によるものとし、所定の入札書(様式第4号)を使用すること。
- (2) 入札金額は、仕様書に掲げる委託業務を実施するために必要な管理運営費及び食材料費の令和7年度から令和9年度の3か年分の金額を合計した額(以下「支払予定総額」という。)を記載すること。

ア 管理運営費

委託業務に必要な金額のうち、(イ)の食材料費以外の人件費及び管理運営に要する経費とする。

また、各年度の管理運営費の支払額については、管理運営費の総額に対して概ね次の割合とする。

年度	管理運営費の総額に対する割合
令和7年度	1 / 3
令和8年度	1 / 3
令和9年度	1 / 3

イ 食材料費

委託業務に必要な経費のうち、給食に用いる食材料の経費であり、標準的な単価は表1食材料費単価表のとおりとする。

なお、入札においては、3か年分の食材料費として表1食材料費単価表の食材料費(単年)の合計額に3を乗じた額22,781,913円(消費税及び地方消費税等を含む。)を用いること。

また、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とならないので注意すること。

- (3) 入札書に件名及び入札者名を記入した上で、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。
- (4) 郵便等による入札の場合は、第1回目、第2回目、第3回目と明記した封筒に入れ密封し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない入札書が2通以上提出された場合は、1案件に対し、2通以上提出した入札として入札を無効とする。
- (5) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (7) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状(様式第5号)を4の(4)(郵便等による入札の場合は4の(1))の場所に提出すること。なお、すでに年間委任状を提出している場合はこの限りではない。
- (8) 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県立喜多原学園長 坪倉 嘉隆」とすること。
- (9) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (10) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (11) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (12) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した入札金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札参加資格確認書（様式第 2 号）を提出していない者のした入札
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状（様式第 5 号）を 4 の（4）（郵便等による入札の場合は 4 の（1））の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (4) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (5) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札（4 の（4）の郵便等による入札の場合を除く。）
- (6) 本件入札において、他の入札参加者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札参加者の代理をした者の入札
- (7) 入札書に記名のない入札
- (8) 金額に訂正を施した入札書により行った入札
- (9) 金額の数字が不鮮明な入札書により行った入札
- (10) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (11) 入札書において記載すべき欄の金額の算定に誤りのある入札書による入札
- (12) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (13) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (14) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (15) 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者（以下「最低価格者」）を、落札者とする。

なお、最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。この場合において、最低価格者がくじを引くことができない、又は引かないときは、これに代わり本件入札に利害関係を有しない者にくじを引かせるものとする。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として支払予定総額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものとして知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではない。

(ア) 再委託の契約金額（再委託が単価契約による場合は、再委託する年度の支払予定額の総額）が本件業務に係る支払予定総額の 3 分の 1 に相当する額の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任をおわせなければならない。

(6) 10 の (2) の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第 6 号）を、4 の (1) の場所に提出すること。

(7) 入札書作成のための現地地下見を希望する場合は、あらかじめ 4 の (1) に連絡し日程、方法を調整した上で現地地下見を行うこと。

(8) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第 7 号）を、4 の (1) の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

表1 食材料費単価表

区分		食材料費 単価（税抜）	食 数 （単年）	食材料費 （単年・税抜）
児童	朝食	242	5,840	1,413,280
	昼食	392	5,840	2,289,280
	夕食	392	5,840	2,289,280
	おやつ	92	5,840	537,280
	全食（1日当たり）	1,118	—	6,529,120
検食	朝食	242	365	88,330
	昼食	392	365	143,080
	夕食	392	365	143,080
	全食（1日当たり）	1,026	—	374,490
合計	朝食	242	6,205	1,501,610
	昼食	392	6,205	2,432,360
	夕食	392	6,205	2,432,360
	おやつ	92	5,840	537,280
	合計	—	—	6,903,610
				(税込) 7,593,971

(注) 検食については、おやつは不用。